

## 第 502 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 4 日（火曜日）午前 10 時 00 分～
- 2 場 所 岡山市北区桑田町 1 - 36  
岡山地方合同庁舎 3 階会議室
- 3 出席者
- |            |   |
|------------|---|
| 公益代表委員     | 片 山 裕 之<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子<br>米 山 毅一郎            |
| 労働者代表委員    | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>西 崎 知 佳<br>高 山 伸 男<br>村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員    | 鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗<br>山 本 哲 司              |
| 事務局 岡山労働局長 | 成 毛 節   |
| 労働基準部長     | 工 藤 俊 平   |
| 賃 金 室 長    | 三 村 典 代   |
| 賃 金 指 導 官  | 宮 川 晋 太 郎   |
| 監 察 監 督 官  | 諏 訪 雅 浩   |

## 4 議 事

- 宮川指導官      ただ今から第 502 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開にて行います。  
第 57 期委員として初の審議会であり、会長が選任されるまでの間司会進行を事務局でさせていただきます。  
はじめに委員の紹介をいたします。  
第 57 期委員の方におかれましては、本年度より 2 年の任期でございます。  
全 15 人の委員のうち、公益の米山委員、労働者側の村上委員、高山委員、使用者側の山本委員が新任でございます。4 名の方々には新任の御挨拶をお願いできればと思います。  
それでは、紹介した順番に挨拶をお願いします。  
米山委員からお願いいたします。
- 米山委員      公益委員の米山です。  
今年初めて委員になりまして、前任の西田委員の後任でございます。忌たんのない意見交換ができますように努めたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。
- 宮川指導官      村上委員、お願いします。
- 村上委員      今年度より労働者代表を仰せつかりました村上達哉と申します。出身単組はオムロン労働組合西部支部でございます。忌たんのない意見交換ができるようにしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 宮川指導官      高山委員、お願いします。
- 高山委員      今年度より労働者側の委員となりました、基幹労連岡山県本部の高山と申します。出身単組は J F E プラントエンジニア労働組合です。忌たんのない意見交換ができるよう努めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 宮川指導官      山本委員、お願いします。
- 山本委員      今年度より担当させていただきます使用者側の山本と申します。株式会社天満屋の方で経営企画を担っております。私も持てる力を持って皆さんと意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宮川指導官

ありがとうございます。

続きまして、今、御挨拶いただきました4名の方以外の委員の方を紹介させていただきます。

名前をお呼びいたしますので、着座したまま一礼をお願いいたします。

公益委員の益田委員でございます。

片山委員でございます。

横山委員でございます。

続きまして、労働者代表委員の西崎委員でございます。

浅山委員でございます。

小橋委員でございます。

続きまして、使用者代表委員の西谷委員でございます。

錦織委員でございます。

鶴海委員でございます。

なお、公益委員の岡山委員と、使用者委員の石黒委員につきましては、本日御都合がつかず欠席されています。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

岡山労働局長の成毛でございます。

労働基準部長の工藤でございます。

賃金室長の三村でございます。

監察監督官の諏訪でございます。

私は、賃金指導官の宮川です。どうぞ、よろしく願いいたします。

続きまして、定足数の確認について御報告申し上げます。

本日は、委員13名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数である3分の2以上又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、本日、御審議いただく事項について説明いたします。

- 1 会長・会長代理の選任について
- 2 岡山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 3 特定最低賃金の改正決定の申出について
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 5 中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告の伝達について
- 6 議事の公開について
- 7 今後の審議日程について
- 8 その他

でございます。

議題に入る前に、岡山労働局長の成毛から、御挨拶申し上げます。

成毛局長

本日は、大変お忙しい中、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただきまして御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

公労使各委員の皆様方におかれましては、丁寧で円滑な審議に御尽力いただいておりますこと、また、昨年度に引き続き、6月に実施いたしました県内2事業場の実地視察に御対応をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定を目安諮問が行われたところでございます。これを受けまして、地方においても改正決定の諮問を行うこととなり、本日の審議会を開催することとなりました。

最低賃金は労働者のセーフティネットとして、とりわけ、非正規雇用など、不安定な雇用状況の下で働かされている労働者の賃金をはじめとする労働条件の改善を図る施策として、政府の中で大変重要な位置を占めているものでございます。

委員の皆様方には、今後の審議過程において大変御苦勞をおかけする場面も多々あるかと思いますが、審議が円滑、かつ、丁寧に行われますよう、引き続き御協力のほどよろしく申し上げます。

私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

宮川指導官

これより議事に移ります。

室長よろしく願いいたします。

三村室長

それでは、議題（1）に入らせていただきます。

第57期岡山地方最低賃金審議会委員につきましては、本年4月1日付けで任命させていただいたところですが、会長及び会長代理の選任につきましては、最低賃金法第24条の規定に沿って、「公益を代表する委員のうちから選任」することになっております。また、これまで慣例として公益委員の互選により決定しております。本年もそのように選任することよろしいでしょうか。

（異議なし）

三村室長

それでは公益の委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っておりますので、その結果を私から発表させていただきます。

会長を益田委員、会長代理を片山委員をお願いすることとなりました。

よろしいでしょうか。



成毛局長

ただ今、岡山県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきました。

今年度の最低賃金にかかる政府方針につきまして、6月30日、中央最低賃金審議会への目安諮問時において、加藤厚生労働大臣は、

政府としては、人への投資を強化し、三位一体の労働市場改革を進め、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、その環境整備に、

- ・適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進
  - ・業務改善助成金等による中小企業の生産性向上支援策の推進
- などについて、政府全体として取り組んでいること

物価高や人手不足を背景に、今年の春季労使交渉の賃上げ率は、約30年ぶりに高い伸び率となっており、この賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要であること、また、これらの賃上げにおいては、実質賃金をプラスしていくことが重要であること

昨年度の最低賃金は、過去最高の引上げ額となり、全国加重平均961円となったが、昨年度後半の消費者物価指数は、前年同月比4%から5%増で推移したことに留意する必要があること

6月16日に閣議決定された「骨太の方針 2023（経済財政運営と改革の基本方針 2023）」では、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、最低賃金審議会ですっかり議論すること、また、地域間格差の是正を図ることとされたこと

などから、しっかり議論をお願いしたいと述べられているところです。

県内の雇用・経済情勢を見ますと、令和5年5月の有効求人倍率は1.55倍で、令和5年4月に比べると0.04上昇し、依然として全国平均を上回るポイントであることから、人手不足感が続いています。

日銀岡山支店の令和5年5月の「岡山県金融経済月報」によりますと、「県内景気は、海外経済の減速等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている」とされています。

また、岡山財務事務所による6月13日実施の「法人企業景気予測調査」によれば、4～6月の景況判断BSIは、プラス0.6%ポイントと上昇超に転じているとしており、7～9月の先行き見通しは、プラス8.8%ポイントと上昇超幅が拡大する見通しとなっています。

ウクライナ情勢などによるエネルギー価格や原材料費の高騰が長期化するなど、引き続き予断を許さないところですが、県内の企業活動と、物価上昇、労働者の実情も十分に踏まえた御審議をお願い申し上げます。

益田会長           ただ今、局長から今年度の改正決定の諮問がありましたが、皆様から何か御意見などございますか。

(特になし)

益田会長           特に御意見がないようですので、先ほど局長の話にもありましたように、労使の皆様におかれましては、諮問文の「経済財政運営と改革の基本方針 2023」などへの配慮及び県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえていただきまして、改正決定に向けて調査審議を進めていくこととしたいと思います。

次に、岡山県最低賃金の専門部会設置に関する事務手続について、事務局から説明をお願いします。

三村室長           それでは規定により、本日付けで専門部会の設置のための労使代表委員の推薦及び改正に係る意見聴取について公示することといたします。

本年度も、できるだけ早い時期での効力発生予定に合わせまして審議時間を確保したいと思います。

従いまして、委員の推薦期限及び意見書の提出期限につきましては、3週間後の7月25日火曜日となります。よろしく願いいたします。

益田会長           ただ今の説明について、労使の皆さんから御意見等ございますでしょうか。

(特になし)

益田会長           次に、議題(3)「特定最低賃金の改正決定の申出」について、事務局から説明してください。

三村室長           特定最低賃金の改正決定の申出につきましては、令和4年度に岡山県内に設定されております7業種について、6月末日までに申出書が提出されております。

提出された申出状況を資料に取りまとめておりますので、説明いたします。

資料No.2をお開きいただきたいと思います。申出一覧表がございましたので、御説明いたします。

平成25年度の第448回審議会において、特定最低賃金名を略称で取り扱う旨確認されておりますので、略称にて申し上げます。

岡山県耐火物製造業最低賃金

岡山県鉄鋼業最低賃金  
岡山県一般機械器具製造業最低賃金  
岡山県電気機械器具製造業最低賃金  
岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金  
岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金  
岡山県各種商品小売業最低賃金  
この7業種の最低賃金改正の申出がそれぞれなされております。

益田会長 労働者側の委員の方、ただ今の報告に間違いございませんか。

労側委員 間違いありません。

益田会長 現行7業種の特定最低賃金について、改正の申出があったことを当審議会として確認いたします。  
続きまして、議題（4）「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無（諮問）」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきましては、「局長は、申出を受理し、その申出が必要な要件を満たしている場合、原則として、当該決定等の必要性の有無について、最低賃金法第15条第2項の規定により審議会に意見を求める」（諮問）とされています。

申出のあった7業種は、2業種が労働協約ケース、5業種が公正競争ケースとなっており、それぞれの申出要件であります労働協約ケースは、当該労働協約が同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上のものに適用されているもの、また、公正競争ケースは、同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上の合意により行われた申出と認められておりまして、いずれも改正の申出要件を満たしていることから、改正決定の必要性の有無について、本審議会に諮問をさせていただくことといたしました。

労働局長による諮問ですので、諮問文を成毛局長より会長へお渡しした後、私の方で諮問文を代読いたします。

（局長より会長へ諮問文手交）  
（事務局より、諮問文の写しを各委員に配付）

三村室長 それでは諮問文を代読いたします。

（諮問文読上げ）



三村室長                   この諮問につきまして、成毛局長から説明申し上げます。

成毛局長                   岡山県内の7業種の特定最低賃金につきましては、先ほど事務局より説明がありましたとおり、改正決定の申出があったこと、申出の要件が具備されていたことから、改正決定の必要性の有無についての諮問をさせていただきました。

                                  特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ発揮により設定されるものでありますので、県内の各産業の実態を十分踏まえた、丁寧で円滑な審議を行っていただくことで、全会一致による結論が得られますようよろしくお願い申し上げます。

益田会長                   ただ今、労働局長から、7業種の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無の諮問がありました。

                                  特定最賃の必要性の審議につきましては、令和5年3月7日の本審におきましていろいろ議論いたしました。その意見をまとめて申しますと、令和3年以降と同じ方式で必要性の判断を各専門部会で審議する、または、できるだけ早い時期での効力発生や審議日程の調整等もありますので、本審で判断できる業種は本審で判断し、判断がつかない業種は専門部会で審議するという方法もあるという御意見もあったところです。

                                  どの方向性で進めていくかは、各特定部会の労使委員の方々の御意見も反映していただいた上で、中央最低賃金審議会の目安額とか、県内経済情勢などを参考にして、本審で審議するのが適切ではないかといった御意見もございました。

                                  こうした御意見を基に考えますと、次回の審議会におきまして、特定最低賃金の業種ごとに、改正決定の必要性の有無について、専門部会で審議するのか、あるいは、本審で審議するのか、といった議論の進め方を審議することとなると思います。

                                  専門部会で審議することが適当となった業種については、昨年度と同様の流れになりますし、本審で審議することが適当となった業種については、令和元年度までの流れになります。

                                  委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。

                                  (特になし)

益田会長                   今、申しました審議の進め方については、次回の審議会において協議することを前提にしたいと思っております。その場合、まず、今後の対応の流れを事務局から説明してもらえますか。

三村室長                   それでは、特定最低賃金審議に向けたフロー図を配付させていた

できます。それに沿って御説明させていただきたいと思います。

(事務局「令和5年度 特定最低賃金審議に向けたフロー図」を配付)

三村室長

今後の対応等につきまして、ただ今お配りしたフロー図で説明させていただきます。

次回本審で、業種毎に審議の進め方について審議が開始され、その結果、「専門部会で審議する業種」と「本審で審議する業種」と分かれた時のフロー図が、左側の白色矢印と緑色矢印の部分となります。右側の青色矢印のフロー図は、令和元年度までの「本審一括」の方式を示しております。

左側の白色矢印のフロー図が、令和3年度・4年度の方式で、必要性の有無を各専門部会で判断します。これは最低賃金法第25条第1項に基づく専門部会となります。

次に、最賃法第25条第2項に基づく金額審議の専門部会の委員を兼務することとして、委員の推薦公示を行います。

また、本日の必要性審議を求める諮問文に、昨年度と同様に「改正決定することを必要と認めるとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。」という文章を加え、最も早い場合で、次回の本審で改めて諮問します。必要性の専門部会で全会一致の結論が得られた場合には審議会令第6条第5項適用により答申扱いとし、最賃法第25条第2項の専門部会として引き続き金額改定審議を行うこととなります。ただし、最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続が必要になりますので、必要性有りとの結論が得られてから約3週間間隔を空けることとなります。

なお、慎重審議の結果、必要性について全会一致とならなかった産業については、審議は終了となります。

次に中央の緑矢印のフロー図ですが、本審で審議する業種について全会一致で必要性ありの結論を得た後に、金額の改定決定について諮問を行い、法第25条第2項に基づく専門部会を設置し、金額審議を行うこととなります。この流れは、令和元年度までの本審一括の場合と同じ流れになっています。なお、本審で慎重審議の結果、必要性について全会一致とならなかった業種については、必要性なしとの結論になり、審議が終了することとなります。

以上がフロー図の説明となります。

益田会長

ただ今事務局より説明がありましたが、これについて御意見、確認事項等がありましたらお願いします。

- 小橋委員                    ちよつと確認させてください。  
今、御説明いただいた白の矢印のところは、専門部会で審議ということなので、それぞれの部会で審議をしていくということは理解できました。  
中央の緑の矢印ですが、本審で審議する業種ということで、本審でそれぞれの業種について審議をする、7業種それぞれの改正決定の必要性の有無について審議するという理解でよろしいでしょうか。
- 益田会長                    業種ごとに審議の進め方についてというのは、正におっしゃったように、業種ごとに改定の必要性を本審で審議をするのか、あるいは専門部会を設置して審議をするのかを決めるということです。
- 小橋委員                    では、その場で必要性ありの業種もあれば、業種別に移行してそちらで判断する業種も出てくるということですね。
- 益田会長                    令和元年度まででしたら、7業種一括で本審で改正決定の必要性の有無を審議するという進め方をしていたと思います。このほど考えましたのは、ある業種につきまして、必要性の審議を本審で行うのか、あるいは、専門部会で行うのか、どちらが適当でしょうかといったことについて御意見をいただき、決めていくということです。1つ1つの業種について決めていくのか、7業種全体について意見をいただくのか、その辺はその時点での判断になろうかと思えます。それぞれどういったやり方が適当であるかということをご委員の皆様で考えていただけたらと思っております。
- 小橋委員                    分かりました。理解できました。
- 益田会長                    ほかに御意見、御質問はありませんか。  
  
(特になし)
- 益田会長                    それでは、この7業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、次回の審議会において審議の進め方から審議することとします。労使の皆さんのイニシアティブにより、丁寧かつ円滑な議論が進められますよう御協力をお願いします。  
では、議題(5)に移ります。中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告の伝達について事務局より説明をお願いします。
- 三村室長                    中賃の目安制度の在り方に関する全員協議会報告について説明さ

させていただきます。資料No.5を御覧ください。

中賃の目安全員協議会については、令和3年5月以降、計11回の全員協議会が開催され、令和5年4月6日に全員協議会報告が取りまとめられました。

協議会報告によりますと、中央審議会における目安審議のあり方としては、最低賃金のあるべき水準について意見の一致には至らなかったものの、引き続き労使で議論することが適当であること、政府方針への配意のあり方については、最賃法に基づく3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常事業の賃金支払能力のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねた上で目安額を導くことが非常に重要であるとされています。

また、議事の公開について、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえた上で、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至っております。

地方最低賃金審議会の審議に関して、目安額の位置付けについては、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するのではないこと、また、ランク制度の見直しにより、ランク数が、今までのA～Dの4ランクからA～Cの3ランクに見直されまして、岡山局は、以前のCランクからBランクになっております。地域間格差の拡大抑制やランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるようにとのことで、AランクとBランクの適用労働者数の比率が同等となるように振り分けがされています。本年の目安額は、この3ランクで示されることとなります。事務局からの説明は以上です。

益田会長

中賃の目安制度の在り方に関する全員協議会の意見を踏まえまして、これから始まります審議会の審議が円滑に進められますよう皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

続いて、議題(6)「審議の公開について」事務局より説明をお願いします。

三村室長

議事の公開について、説明させていただきます。

先ほどの目安協議会報告のとおり、中賃では、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使の三者が集まって議論する場面は公開としており、地方審議会においても、本審及び専門部会で公労使の三者が集まって議論する場面は公開するかどうかの議論が必要となりました。これを踏まえ、岡山地方最低賃金審議会における審議の公開について、改めてその方向性を確認することとなります。

益田会長 現在の岡山地方最低賃金審議会の公開状況について、事務局から説明をしてください。

三村室長 資料を1枚お配りします。

(事務局、「岡山地方最低賃金審議会・専門部会の公開・非公開の現状」を配付)

三村室長 今、お配りした公開状況一覧でございますが、これは現在の岡山の公開状況となっております。

岡山は、これまで率直な意見交換の場を設けるために、本審については地賃・特賃の異議審の場面と、特定最賃の金額審議において、全会一致とならなかった場合には本審に報告後に金額審議を経て答申するという本審がございます。この図で言いますと、グリーンのところです。この部分が非公開となっております。

また、地賃、特賃の専門部会における金額審議については、非公開となっております。今回この非公開となっている、審議会・専門部会において、「議論の透明性の確保」と「率直な意見交換を阻害しない」という2つの観点を踏まえまして、公労使の三者がそろって議論する場面を公開するかどうかを御審議いただくこととなります。

公開の場合は、傍聴の方が入られること、また、審議会、専門部会の議事録を岡山労働局のホームページに掲載することとなります。

なお、審議会運営規程第6条、また、専門部会運営規程第5条には、「会議は原則公開」となっており、公開することにより率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長・部会長が非公開とすることができると規定されております。

益田会長 今の事務局からの説明を聞いた上で思いますに、これから議事の公開について検討することになりますが、規程によると「会議は原則公開」となっており、会議を進行する会長・部会長は、公益委員の中から選任することになっていることから、まずは公益委員の方から意見があればお願いします。

片山委員 まず、規程で定められていますので、原則公開ということは踏まえなければならないのですが、ただ、各委員が率直な意見交換ができて充実した議論ができる、そういった場を確保してほしいという要請も重要ですので、そこを踏まえて方向性を検討していくべきかと思えます。

益田会長 横山委員はいかがですか。

横山委員 今、事務局からいただいた図を拝見しまして、本審で非公開とされている部分、地賃と特賃の専門部会で非公開とされている部分に分かれていると思います。公労使三者がそろった場面での議論を公開するかどうかということが求められているということですが、公労の場面、公使の場面、また、労使の場面もありますし、本審で非公開とされている部分、専門部会で非公開とされている部分というのはそれぞれ質が違ったところがあるかと思うので、一律に公開とするか、非公開とするかというのではなくて、各部会に応じて議論をして決めるというのがいいのかなというふうに思いました。

益田会長 ありがとうございます。  
米山委員いかがでしょうか。

米山委員 2人の委員の方がおっしゃったそれぞれの点について、説得力を感じます。

ただ、世の中の全体的な動きとしては情報公開が進んでいるように思います。そうすると原則はやはり審議会もできる限り公開の方向で進めるべきかというふうに考えます。

そうは申しましても、労使の協調の下でイニシアティブを取って最低賃金額を決めていくという趣旨に照らしますと、できることからやるという、段階的に進めるということも考えられるところがございます。それも一つの方法かなというのが率直な意見です。

益田会長 ありがとうございます。  
議事の公開については、率直な意見交換が阻害されない状況を整えられるのであれば、前向きに検討する必要があると思います。この審議会では、本審の議事の公開について議論することになりますが、まずは公労使の三者がそろって議論する場の公開について皆さんの意見をお聞きしたいと思います。また、今、横山委員がおっしゃいましたように、三者がそろわない議論の場がありますので、その場につきましても、御意見があればお聞きできればと思っております。労使それぞれ打合せの時間をお取りしましょうか。

(同意する声)

益田会長 打合せ場所がありますか。

三村室長 この庁舎の1階の小会議室と、向いの第2号合同庁舎1階の小会

議室を準備しております。この場合は公益委員の方に残っていただきまして、1階の会議室を使用者委員の方に御案内させていただきたいと思っております。ちょっと遠くなりますが、向いの庁舎の1階会議室の方を労働者側委員の方にお使いいただければと思います。

益田会長 時間はどの位必要でしょうか。

(10分必要との声)

益田会長 では、一応10分位としまして、11時に再開ということをお願いしたいと思っております。

西谷委員 ちょっと確認したいのですが、公開、非公開につきまして、審議会の都度決定するということになるのですか。今年はこれで行きますということになるのでしょうか。

益田会長 今までは、会議は原則として公開するという規定がある以上、次回からは忌たんのない御意見をいただくために非公開といたしますと、会長又は部会長が発言していたと思っております。ですので、その非公開と定めた議題が終わるまでは非公開ということになります。何も進行役が宣言しなければ公開のまま進めることになると思っております。

鶴海委員 今日ここで結論を出すのですか。  
労使双方に意見を聞いて、公開にするか非公開にするかという話を決めるのですか。

益田会長 今日どうしても決めなければならないということでもなくて、御意見をいただいて、こういう場合は非公開にした方がいいという御意見があればそのようにしますし、今日決めなくても、次回までに考えていただいて、次回議論することもあり得ると思っております。

西谷委員 使側、労側それぞれが意見を取りまとめて、使側はこうですよ、労側はこうですよということを決定するというわけではないのですね。それぞれ意見があるわけですから。その辺の見極めといいますか調整は公益の方であることになるのでしょうか。

鶴海委員 これから協議をして、議事の公開について労使双方が意見を持ってくると思いますが、それをもってどうなるのかということですね。双方の意見を聞くだけで終わるのであれば余り意味がないと思えますし、どう考えてここで発言すればいいのかがちょっと分からない

のですが。

双方で話をして、公益も入って最終的にどうするのかをここで決めてしまうのか、そうでないのなら、労使で意見を出してあって話をしても余り意味がないような気もするのですが。

益田会長

資料No.6に岡山地方最低賃金審議会運営規程というものがあります。それによりますと、第5条に「会長は、会議の議長となり、議事を整理する」とあり、第6条に「会議は、原則として公開とする」「会長は、会議を非公開とすることができる」とありますので、会長が会議を非公開とするかどうかの決定をすることができるかと判断しています。

しかしながら、この審議会運営規程そのものが歴代の審議会において議決されたものである以上、皆さまの御意見をいただいた上で、この審議会において、どのような方向性でこの規程を運用することが適当であるのかを考慮し、会長として議事運営に当たるべきと考えております。

ですので、今回、中賃の方で議事の公開が適当であるという意見が出されたことを踏まえまして、地方の審議会でも皆様の意見の一致が図られるのであれば、会長としても大変進行しやすくなると考えております。

鶴海委員

基本的には公開だけれども、部会によっては部会長の考え方、時には労使も入るのかもしれませんが、今回は非公開にしてねと言えば非公開で済むわけですよ。今までどおり。

我々はそれでいいと思っているのですが、結論を出す必要があるのなら、労使別々に、1回通して話をすればいいと思います。

益田会長

審議の場は原則公開ですので、公開のままですとよろしければそういつただければいいですし、あらかじめ、例えば三者ではなくて二者協議の場も現実にはいろいろと出てきますので、その場合には控えた方がいいのではないかと。今、何を議論しているというわけではないので、やや抽象的な話にはなりますが、方向性だけ今日決めていただければやりやすいかなと思います。

鶴海委員

では、とりあえず打合せをしましょう。

三村室長

運営規程の方では6条で原則公開、非公開にする場合には、会長、専門部会の場合は部会長が決めるという形になっています。ただ、審議をいただいて、意見をいただくことになりますので皆さんの御意見もお聞きするべきということで考えていただきたいと思います。



ります。

鶴海委員

今までがそうであって、急にここで公開という話が出てきますが、それはやっぱり中央から公開しなければならないという話が出てきたからなのかなと思っています。

今までもずっと同じことをしてきていますよね。この運営規程もずっと前からあるわけでしょう。今まではそれを余り言わずに従来の流れで来ていたのに、ここで急に基本的には公開ですよと言われると、どうしたらいいのというのが我々の本音です。そこをどういうふうに考えればいいのでしょうか。考えろというのであれば考えますけど。

とりあえず意見交換しますか。

益田会長

では、とりあえず労使それぞれで意見を取りまとめていただいて、また再開の後をお願いいたします。

三村室長

移動時間がありますので、ちょっと長めに時間を取っていただければと思います。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使双方委員入室)

益田会長

それでは審議を再開します。

議事の公開について、労側の考えをお願いします。

西崎委員

公開、非公開については全員協議会の報告にあるとおり、公労使三者が集まって議論を行う場について公開していくという考え方は基本に置きつつ、これまでやってきた岡山での公開、非公開の取扱いについては運営規程に基づく会長判断というところで今後も行っていけばいいのではないかとというのが労側の意見です。

その上で、今、非公開となっている部分についてどうしていくかという点については今日だけでは結論を出すのは難しいと思いますので、次回の審議会も含めて論議していく必要があるというのが労側としての意見です。

益田会長

使側の方の御意見はいかがですか。

西谷委員

使側におきましても、これまでやってきた積み重ねというものを重視したいということで、従来どおりのやり方、もちろん審議会の指揮に従うことは当然ですが、これまでの審議のやり方でいいので

はないかと思っています。今日すぐに結論を出すのではなくて、もう少し様子を見ながら決めていけばいいのではないかと思っています。

益田会長 労側の方はよろしいですか。

(特になし)

益田会長 事務局から補足の説明がありますでしょうか。

工藤部長 私から補足で説明させていただきます。

お手元の資料No.5と6、それから先ほどお配りした「公開・非公開の現状」についての資料をお手元に御用意ください。

先ほど、西谷委員から審議会毎に公開、非公開を決めていくのかという御質問がございました。これについては確かに運営規程を設けており、会長の判断という形にはなるのですが、審議会毎の公開、非公開ですと、余り効率的ではないのかと思われます。規程の中に明記されてはいませんが、大方針としてまず決めていく必要があると思っています。なおかつ、規程に基づけば、第6条に原則として公開とありますので、従来どおりと言われればそれまでなのですが、原則として公開となっているというのがまず1点目でございます。

それから、中央最低賃金審議会の全員協議会報告書の中で公開を強調しているのは、公労使三者が集まって議論を行う部分でございます。先ほどの資料No.6を見ていただきますと、第6条に原則として公開とうたっていますが、三者の間であるとか、公労、公使、労使などの2者での議論という明確な区別はしておりません。今回改めて求められているのは、言い方が適切かどうか分かりませんが、技術的な側面が非常に大きくて、三者ということが明示されています。少なくとも今の段階では2者の部分まで開示する必要があるというわけではありません。ですから、三者の部分について今後どういうふうに扱っていくのがいいか、具体的に岡山の場合どこが公開になるのかという部分については、「公開・非公開の現状」の資料の緑色の部分になります。本審でいうと異議審の部分为非公開となっていて、今後、ここを公開にするかどうかという具体的な話合いが必要になってくると思います。

それから、特賃の異議審、併せて特賃の金額審議、全会一致の場合はありませんが、こういったところもどうしていくのか、具体的な課題としては、異議審がどう扱われるべきなのかというところになろうかと思っています。

地賃の専門部会については金額審議が対象となりますが、これは

必ずしも三者だけではなく、2者の場面も当然出てくるわけですから、最低限三者そろった部分について、この審議会の中で公開の方向性をどうしていくのかという点を改めて御審議いただきたいと思っています。

最後に、規程に基づきますと、公開、非公開は多数決をとるようなものではなく、あくまで会長の判断です。当然ながら労使側の真摯な意見を出していただくのが前提ですので、信頼関係をしっかりと構築した上でという形になると思います。そこは補足をさせていただきます。

私からは以上でございます。

益田会長 世の中の情報公開の流れの中で、中賃も公労使三者がそろった部分については公開という方向を示したので、この審議会でも検討する必要があるということになっております。

慎重に議論をする必要があるというのはそのとおりでございますので、次回まで引き続き議論を継続していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

では、議題（7）「今後の審議日程」について、事務局より説明をお願いします。

三村室長 それでは、審議日程について説明申し上げます。

中央最低賃金審議会の目安小委員会において、7月下旬頃には取りまとめられ、答申が行われる予定です。それを受けて次回の審議会を開催いたします。日程につきましては改めて御連絡させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

益田会長 事務局から説明がありましたように、中賃の審議状況を受けて、岡山県最低賃金の審議について、今後改めて日程調整の上連絡があるということですので、委員の皆様には日程調整に御協力をお願いします。

議題（8）「その他」ですが、何かありますか。

三村室長 1点、御報告がございます。

6月6日、岡山県労働組合会議より「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度実現を求める要請」の提出がございました。また、6月16日付けで、岡山弁護士会より「最低賃金の大幅引上げを求める会長声明」が送付されています。いずれも今、回覧させていただいておりますけれども、御覧いただきたいと思っています。事務局からは以上でございます。

益田会長 委員の皆様からは何かございますでしょうか。

(特になし)

益田会長 なければ、これをもちまして第 502 回岡山地方最低賃金審議会を  
終わります。  
皆様お疲れ様でした。